

治山事業

森林

或の森林

三宅村
伊豆新島村
八丈町
伊豆大島村
伊豆新島村
伊豆大島村

伊豆諸島地域の森林

治山事業は森林法に位置付けられた事業です。多摩地域及び伊豆諸島地域に広がる森林のうち、山地災害を防止する重要な役割が期待される「保安林」において実施しています。

治山施設の設置により、周囲の森林が本来の働きを取り戻し、健全な状態で維持されることで、地域の暮らしを守ります。

事業地は、保安林に指定された森林である必要があります。



事前に、治山事業に係る土地使用や保安林の指定について同意を得ます。



市町村からの要望を受け、都は現地調査を行い、事業化を検討します。



- ✓ 山地災害が発生した、または、発生する兆候が見られる場合は、その土地を管轄する市町村の農林担当部署に相談してください。
- ✓ 治山事業の実施に当たり、土地所有者等の費用負担はありません。

治山施設



谷止工

水の流れを緩やかにし、土砂の流出を防ぎます。



土留工

不安定な土砂の移動を抑えます。



落石予防工

落下するおそれのある岩石を固定します。



流路工

水の流れを一定に保ち、土砂の侵食を防ぎます。



法枠工

斜面の崩壊や侵食を防ぎます。



落石防護工

斜面下部で落石を受け止めます。

治山事業の流れ

1 

地域住民等 → 市町村への要望

山地災害が発生した、または、発生する兆候が見られる場合は、その土地を管轄する市町村の農林担当部署に相談します。治山事業の実施に当たり、土地所有者等の費用負担はありません。

2 

市町村 → 都への要望

都の出先機関の治山担当部署に相談します。都は相談を受けて現地調査を行い、荒廃状況、周辺の住宅・公共施設、保安林区域等を把握し、事業の重要性・緊急性を検討します。

3 

事業計画の作成

事業の実施が妥当である場合は、山地災害の原因等を調査し、総合的な整備方針を作成します。

4 

事業地の測量・設計

事業地を測量し、治山施設の種類、規模、位置等を決定します。

5 

土地所有者等の同意

事前に治山工事に係る土地の使用について、土地所有者等から同意を得ます。保安林ではない場合は、保安林の指定についても同意を得ます。

6 

治山工事

山地災害が発生した箇所の早期復旧や、山地災害の未然防止を図ります。